

## 財政健全化法施行を好機に一健全な財政運営を図れ

受託調査部長 磯田 好彦

地方財政の管理運営のあり方を抜本的に見直す大改革といえる「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という)が2007年6月に公布された。この改革の最大の特徴は、従来の普通会計だけでなく、地方公営企業や第三セクターなどまでも含めた地方財政全般について指標が設定され、開示が求められたことである。その財政健全化法に基づく、2007年度決算についての4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)が、総務省から9月末に発表された。幸い、千葉県及び県内56市町村は、すべての指標をクリアしており、早期健全化基準、財政再生基準に抵触するところではなかった。

県内自治体が、07年度決算で最低限の基準をクリアしたことは朗報だが、これで安心は禁物だ。むしろ千葉県や県内市町村の財政が悪化するの、これからの本番である。

なぜなら、短期的には、景気が停滞局面に入り、税収が下がる可能性が高いこと、さらに将来的には、納税者の主体である生産年齢人口が急速に減少し、一方で歳出の主体である高齢者が急速に増え、医療・福祉などにかかわるコストが本格的にかかってくることは明白だからである。

ここで、財政運営で参考となる先駆的な取り組みをしている2つの自治体を紹介したい。岐阜県の高山市と福島県の矢祭町である。

まず、岐阜県の高山市であるが、全国で初めて「健全な財政に関する条例」を定めた。この条例では国の財政健全化法より厳しい目標を設定し、健全な財政運営を実施することをうたっている。

そもそもこのような制度を導入した背景には、1990年代に財政が岐阜県内の市の中で一番悪化し、財政緊急事態宣言をして、6年間にわたって財政改革に取り組んだという苦い経験があり、主だった産業がないことから一度財政が悪化すると、その立て直しに大変苦勞するということを身にしみて感じていたことがある。

そこで、国が財政健全化法を導入したのを契機に、国の早期健全化指標よりさらに厳しい指標を条例で定め、健全化に取り組むこととしている。この指標の監視には市民も加わり、透明性も高めている。

もう一つは、合併しない町宣言の福島県矢祭町。合併しない町を維持していくためには、財政運営も重要ということで積極的に取り組んでいる。その財政運営の基本は「入るを量りて、出ざるを制す」。財政計画も10年先まで作って常に先を見すえた財政運営を行っている。安定性を維持するための財政調整基金は、標準財政規模の約半分の水準まで積み立てることを目標としていたが、ほぼ積み立て終わっている。その一方で起債の繰り上げ償還にも積極的に取り組み、実質公債費比率を単年度で見ると、2004

年度 20.7% → 2008 年度 15.0% と大幅に改善させた。

千葉県内自治体が財政的に厳しくなる前に財政健全化法への移行が行われたことは千葉県内の自治体にとっては僥倖(ぎょうこう)であった。ぜひ法の定める枠組みを守り、長期的な視点から健全な財政運営を図ってもらいたい。

多治見市の財政健全化指標

目的	財政判断指標	財政判断指数
負債の逓減及び償還能力に対する信用の確保	償還可能年数	負債の総額から償還等に充てることが適当な基金残高を控除した額を経常一般財源から元金の償還に係る公債費分を除く経常経費充当一般財源を控除した額で除した数値
経費の硬直性の解消	経費硬直率	公債費分を除く経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除した数値
財源の留保	財政調整基金充足率	災害復旧のための留保分を除く財政調整基金の残高を経常経費充当一般財源の額で除した数値
資金の安定性の向上	経常収支比率	経常経費充当一般財源の額を経常一般財源の額で除した数値